

庄内町
小中学生のスポーツ・文化活動
ガイドライン

令和7年度版

令和7年4月
山形県庄内町教育委員会

「ひとづくり」をめざす庄内町のスポーツ・文化活動の理念

めざす子ども像

- | | | |
|---|------------|-------------------------------------|
| 1 | 自立 | 自ら進んでスポーツ・文化活動に取り組む自立した子ども |
| 2 | 向上心 | 向上心を持ってスポーツ・文化活動に取り組むたくましい子ども |
| 3 | 感謝 | 仲間と助け合い、感謝の心でスポーツ・文化活動に取り組める心豊かな子ども |

めざすスポーツ・文化活動指導理念

- | | | |
|---|--------------|-------------------------------|
| 1 | ひとづくり | スポーツ・文化活動を通して子どもの心と体を育てよう |
| 2 | ゆめづくり | 子どもにスポーツ・文化活動の楽しさを伝えよう |
| 3 | まちづくり | スポーツ・文化活動で人と人をつなぎ、地域づくりに貢献しよう |

ガイドライン設定の趣旨

庄内町では、学校と地域クラブ指導者、そしてそれを支える保護者の連携によって、子どもたちがスポーツ・文化活動に取り組む環境の充実を図り、これによって、生涯スポーツ・文化活動の基盤づくりや子どもの健全育成、体力や技能の向上に大きな成果を収めてきた。

しかしながら、ガイドラインが策定された当時の庄内町では、「過度な活動による子どもの心身の疲弊（毎日帰宅が遅い、精神的負担の増加、保健室利用やケガの増加、学習への悪影響など）」、「保護者の時間的、経済的な負担の増加」、「少子化の一方でのニーズの多様化」、中学校の学校部活動における「担当教員の多忙化」に加えて「指導者確保の困難」など様々な問題が顕在化していた。

庄内町の子どもたちが生涯にわたって豊かなスポーツ・文化活動を実現する基盤として、子どものスポーツ・文化活動を持続可能なものとするためには、家庭・学校・地域が連携して、子どもたちのスポーツ・文化活動の望ましい姿を共有し合い、実現させていく必要がある。

庄内町では令和7年度も、小中学生を対象とした健全育成のためのスポーツ・文化活動環境を整えるために配慮すべき事項を「庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン」として設定することにした。

本ガイドラインにおける定義

A活動 部活動（学校教育活動）

【ガイドライン遵守】

中学校において、同校の生徒をもって組織し、共通の興味や関心を追求する活動で、学校の管理下において行われるもの。

・指導者

学校の教職員（学校教育法施行規則78条の2に定める部活動指導員を含む）または教育委員会が委嘱した地域クラブ指導者が指導にあたる。地域クラブ指導者は、部活動顧問と連携して部活動を指導することができる。部活動の指導者は、校長の方針のもと国・庄内町教育委員会・学校が作成したガイドラインを遵守する。

B活動 支援クラブ活動（保護者会活動）

【ガイドライン遵守】

部活動を充実させることを目的とする活動で生徒が任意に参加する。（保護者からの同意のうえ、本人から確認書などを提出してもらい本人の意向を確認することが望ましい）

各部の保護者会の責任のもと、保護者会と、教育委員会が委嘱した地域クラブ指導者が指導にあたる活動。

・指導者

支援クラブを結成した保護者会と、教育委員会が委嘱した地域クラブ指導者が指導にあたる。顧問は参加しない。校長の方針のもと国・庄内町教育委員会・学校が作成したガイドラインを遵守する。

C活動 その他の活動（生涯スポーツ・文化活動）

少子化の中でも、将来にわたってスポーツ・文化活動に継続して取り組みたい生徒、または競技力や技能の向上等、さらにスポーツ・文化活動を充実させたいと希望する生徒が、保護者の責任において任意に参加するもので、地域（庄内町内外問わず）の社会人が設置する。

また本町においては、C活動を以下の通り定義するものとする。

■C-1 活動

【ガイドライン遵守】

C-1活動については本ガイドラインを遵守するものとする。

(1) 庄内町中学生地域クラブ登録規程により登録した団体の活動

(コメっちはくわくわくクラブ「中学生クラブコース」の活動を含む)

(2) 庄内町スポーツ協会に加盟する団体の活動

(3) 中学生が参加するスポーツ少年団活動

(4) 韶ホール事業推進協議会が育成団体として認める団体の活動

・指導者

団体の代表者に任命された指導者

スポーツ少年団の指導者については、所定の講習等を受けた認定指導者が指導にあたる。国・庄内町教育委員会・庄内町スポーツ少年団本部が作成したガイドラインを遵守する。

■C-2 活動

【ガイドライン遵守協力依頼】

C-1 活動以外の全てのC活動とし、「ガイドライン設定の趣旨」に鑑み、その遵守について協力を求めるものとする。

・指導者

団体の代表者に任命された指導者

D活動 スポーツ少年団活動

【ガイドライン遵守】

主に小学生を対象とし、学校管理下の外で、地域単位等で組織される活動。

・指導者

所定の講習等を受けた認定指導者が指導にあたる。国・庄内町教育委員会・庄内町スポーツ少年団本部が作成したガイドラインを遵守する。

各活動の定義（まとめ）

活動	ガイドライン	責任	許可	指導
A活動	遵守	校長	—	学校管理下で教員（部活動指導員含む）、地域クラブ指導者
B活動	遵守	保護者会	校長	地域クラブ指導者
C活動	C-1	遵守	保護者とその団体（各団体の規定による）	団体で任命した指導者、所定の講習等を受けた認定指導者
	C-2	遵守への協力を求める	保護者とその団体（各団体の規定による）	団体で任命した指導者
D活動	遵守	団体（スポ少）	—	所定の講習等を受けた認定指導者

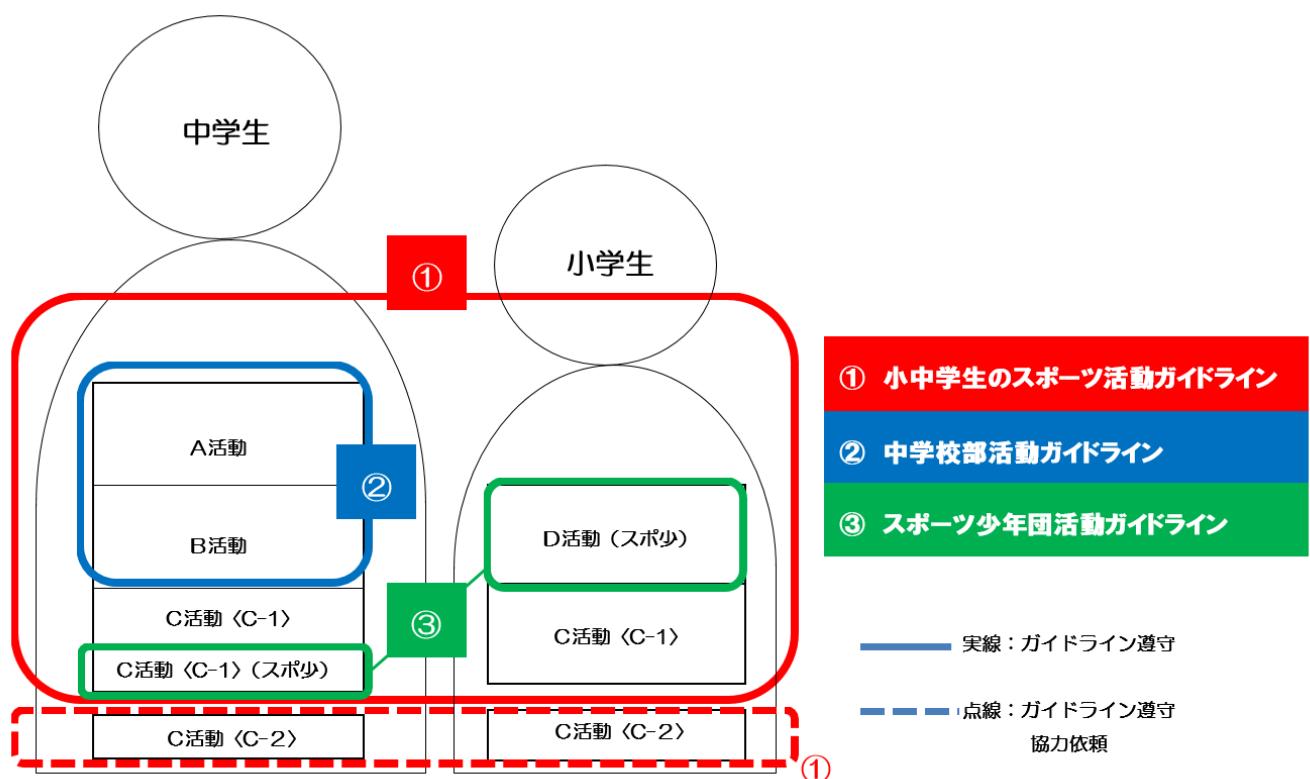
3つのガイドラインの作成者と対象、連携

・庄内町教育委員会が「3つのガイドライン」を定める理由

ガイドライン策定時、庄内町の子どもの中には、部活動の他に保護者会活動やその他の練習を一日に重複して行い、練習過多になり心身共に疲れている生徒が見られた。そこで庄内町教育委員会は、各活動主体が一人の生徒の立場から適切なスポーツ・文化活動の時間を考えて活動できるように、**A**部活動だけでなく、**B**支援クラブ活動、**C**その他の活動、**D**スポーツ少年団活動という小中学生が関わる活動に共通する3つのガイドラインを策定することとした。

名 称	作成団体	遵守対象
① 庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン	教育委員会	A・B・C-1・D活動
② 中学校部活動ガイドライン	町立各中学校	A・B活動
③ 庄内町スポーツ少年団活動ガイドライン	スポーツ少年団本部	D・C活動

※C-2については、ガイドライン遵守の協力依頼対象。



小中学生のスポーツ・文化活動における活動時間及び休養日等

小中学生の心と体の健康に配慮し、医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ・文化活動時間に関する研究も踏まえて策定された国ガイドラインの規定に基づき、庄内町教育委員会は以下の基準を定める。

・各活動の関係について

前項で定義した各活動については、各自独立した活動とし当該活動への参加状況等が、ほかの活動へ影響するものであってはならない。

・活動時間について

活動時間には、準備や片付け、ミーティングの時間も含むものとし、活動時間内に全てを終えるものとする。また、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

【中学生の基準】

A部活動支援クラブ活動その他活動が連携し、一人の生徒が、一日に複数の活動を極力行わないようにする。

一日のうちA部活動支援クラブ活動その他活動を実施する場合はトータルで下記の時間になるようにする。

中学生	活動時間の基準			夜間練習 21:00まで
	平日	<input type="checkbox"/> A+ <input type="checkbox"/> B+ <input type="checkbox"/> C 活動	2 時間程度	
休日	<input type="checkbox"/> A+ <input type="checkbox"/> B+ <input type="checkbox"/> C 活動	3 時間程度		

活動を連続して行う場合は、活動の区切りを明確にする。

【小学生の基準】

Dスポーツ少年団活動その他活動が連携し、一人の児童が、一日に複数の活動を極力行わないようにする。

小学生	活動時間の基準			夜間練習 20:30まで
	平日	<input type="checkbox"/> D+ <input type="checkbox"/> C活動	1.5~2 時間程度 (低学年 1~1.5 時間)	
休日	<input type="checkbox"/> D+ <input type="checkbox"/> C活動	3 時間上限 (低学年 1~1.5 時間)		

・休養日について

区分	休養日	平日	休日
中学生 (A + B + C 活動トータル)	週2日以上	1日以上 (月曜日推奨)	土日どちらか
小学生 (D + C 活動トータル)	週4日以上	3日以上	土日どちらか
【中学生】			
庄内町では毎週月曜日（祝祭日を除く）を「中学生の休養日」とし、原則スポーツ・文化活動を行わないようにする。			
長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるようにする。			
【小学生】日曜日の通常練習は極力行わない。			

・振替休養日について

土日続けての練習（練習試合含む）は行うことができない。ただし、休日に開催日が決められているために日程調整ができない強化練習や大会参加等で土日連続活動した場合は、休養日をほかの日に振替える。

振替休養日 の基準	中学生	各中学校のガイドラインに基づく日とする
	小学生	原則、翌日以降の直近練習日とする

・活動自粛基準について

- 【1】中学校定期テスト前の諸活動停止期間は、学習に向かえるように配慮する。
- 【2】指導者・保護者とも活動場所に不在の時は、安全上の配慮から活動を行わない。
- 【3】気象警報発令時や、学校で一斉下校とした時は活動を行わない。また、WBGT（暑さ指数とも言われる）31℃以上のときは原則活動を行わないなど、熱中症予防運動指針に沿って判断する。
- 【4】学校で法定伝染病等が流行し、諸活動停止になった時は、活動を行わない。
- 【5】その他の安全確保が困難な状況等、特別な事情がある場合は活動を行わない。

・遠征、合宿について

遠征・合宿については小中学生の心身の状況に配慮し、過度に家庭の経済的な負担にならないように、十分配慮する。

A部活動については庄内町学校管理規則により、県外および宿泊を伴う活動は、教育委員会に届け出なければならない。

B支援クラブ活動についても**A**部活動に準じ、当該校長に申請し、校長の承認を得ること。校長は、承認したものについて教育委員会に届け出をすること。

C-1地域クラブ活動においても、学校と活動計画を共有し、共通認識を図る。

・安全への配慮

- (1) **A・B・C・D活動**代表者は、活動場所の施設設備についての安全点検に努める。
- (2) **A・B・C・D活動**代表者は、定期的に会員の心身の健康状態をチェックし、「スポーツ障害」や「燃え尽き」の予防に努める。
- (3) **A・B・C・D活動**代表者は、小中学生の活動が安全に行われるよう、必ずその責任と管理下のなかで活動を行うこととする。（指導者や保護者の不在時、子供たちだけの活動により事故等が発生するといったことがないよう、指導や見守りの確実な体制を図る）
- (4) **A・B・C・D活動**代表者は、会員の傷害等の事故に備え、保険に加入するものとする。
- (5) 教育委員会及び指定管理者は、スポーツ・文化施設の安全点検に努める。
- (6) 教育委員会は、**A・B・C・D活動**の運営上における安全管理についての啓発を行う。

責務と連携

・中学校の責務

- (1) 中学校は、支援クラブの活動状況の把握に努めるとともに、部活動の活動状況を支援クラブに情報提供することに努め、部活動と支援クラブ活動、その他の活動のトータルで児童生徒に過度な負担にならない適切なスポーツ・文化活動が展開されるように努める。
- (2) 中学校は、国ガイドラインと町ガイドラインに基づき、学校ガイドラインを作成する。学校、地域クラブ指導者、保護者会の連携を図り、理解を深め、ガイドラインの遵守に努める。また、PDCAサイクルによって、適切に学校ガイドラインの改善を図る。
- (3) 中学校は、テスト期間、伝染病の流行及び気象状況による一斉下校等により部活動を自粛または停止するときには、その旨を支援クラブ等に情報提供し、活動自粛または停止の共通理解を得るようにする。
- (4) 中学校は、保護者の理解と協力を得るために、生徒や保護者向けに部活動・支援クラブ体制に関する説明を行う。
- (5) 中学校は、学校単位の部活動と支援クラブ活動の連携を深めるため、連絡協議会等の設置についてリーダーシップをとるものとする。
- (6) 中学校は、本ガイドラインの対象（**ABCD活動**）以外の活動に子どもを参加させる場合は、保護者の責任のもとで行うことを周知する。
- (7) 学校管理下外の活動（地域クラブ等）における生徒の活動の状況についても、地域クラブと連携を図りながらその把握に努める。

・支援クラブ（保護者会）代表者の責務

- (1) 支援クラブ代表者は、支援クラブ活動が、「学校の方針のもとに学校の部活動を支える活動」であることを、全構成員に周知する。学校と支援クラブとの連携を密にし、教育委員会と学校の方針に基づき、町ガイドラインと学校ガイドラインを遵守する。
- (2) 「支援クラブへの加入」は強制ではなく任意であることを周知する。したがって、部活動に加入していても支援クラブに加入していない生徒が存在することとなる。
- (3) 県外および宿泊を伴う活動については「庄内町立小中学校管理規則 第4条」に準じ、当該校長に申請し、承認を得るものとする。
- (4) たび重なる遠征の実施などで、過度に家庭の経済的負担にならないように配慮する。

・庄内町中学生地域クラブ代表者の責務

- (1) 地域クラブ代表者は、地域クラブ活動が「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域による持続可能な活動」であることを、全構成員に周知する。学校と地域クラブとの連携を密にし、教育委員会と学校の方針に基づき、町ガイドラインと学校ガイドラインを遵守する。
- (2) 県外および宿泊を伴う活動については、実施計画を学校と共有するなど、活動状況やスケジュールの共有に努める。
- (3) たび重なる遠征の実施などで、過度に家庭の経済的負担にならないように配慮する。

・スポーツ少年団本部の責務

- (1) スポーツ少年団本部は、本ガイドラインについてスポーツ少年団本部が主催する各種研修会等において周知を図る。
- (2) スポーツ少年団本部は、教育委員会及び学校との連携・調整を図る。

・指導者の責務

- (1) 人格形成に寄与する指導を大切にし、勝利至上主義にならないよう努める。
- (2) 子どもの心身の健康に配慮し、発育発達に応じた適切な指導を行うよう努める。
- (3) 子どもや保護者、学校とのコミュニケーションを積極的にとり、良好な関係を築くよう努める。
- (4) 体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）など行き過ぎた指導を行わないよう努める。
- (5) 各団体の指導者は町教育委員会の方針を理解し、町ガイドラインを遵守する。
- (6) たび重なる遠征の実施などで、過度に家庭の経済的負担にならないように配慮する。

・家庭の責務

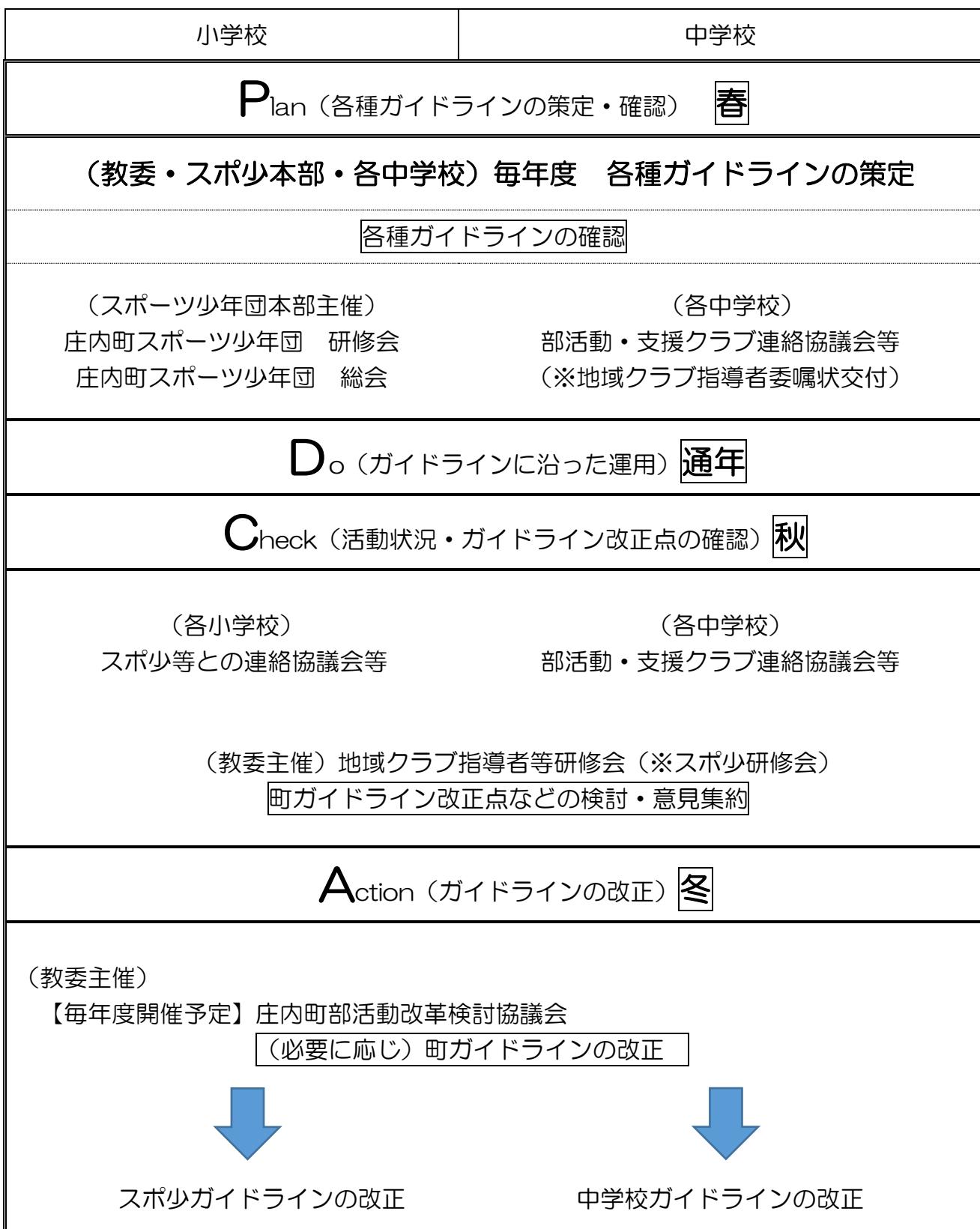
- (1) 子どもの能力、体力及び心身の健康を把握し、発育発達に応じて子どもに過度な負担にならない適切なスポーツ・文化活動に参加できるように努める。
- (2) 学校や指導者、ほかの保護者とのコミュニケーションを積極的にとり、良好な関係を築くよう努める。
- (3) 本ガイドラインの対象（**ABCD**活動）以外の活動に子どもを参加させる場合は、保護者の責任のもとで行う。

・教育委員会の責務

- (1) 教育委員会は、本ガイドラインについて、各競技団体やPTA連合会、関連する団体への周知を図る。また、本ガイドラインに改善すべき点があった場合は、速やかに改善を図る。
- (2) 教育委員会は、小中学生の適切なスポーツ・文化活動が行われるように、指導者の資質向上のための指導者講習会等を開催し、研修の場を積極的に設ける。
- (3) 次項のようなPDCAサイクルを活用して課題の改善を図る。また、あらゆる機会を通じて庄内町小中学校のスポーツ・文化活動の指導理念や本ガイドラインの周知を図り、人格形成を重視した適正な活動の推進に努める。

庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン

PDCA サイクル



休日の部活動の段階的な地域移行に向けて

～ 持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革 ～

部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。

つまり、「持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革」が必要とされている。

・ 改革の方向性

- (1) 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備
- (2) 休日に教師が地域のスポーツ・文化活動での指導に携わる必要がない環境を構築

・ 具体的な方策

(1) 休日の部活動の段階的な地域移行

令和5年度から令和7年度までを「改革推進期間」とし、段階的に実施

- ・ 地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保
- ・ 保護者による費用負担、町による減免措置等と国や県による支援の活用 など

(2) 合理的で効率的な部活動の推進

- ・ 地域移行を見据え、地域の実情を踏まえた、他校との合同部活動の推進
- ・ 地理的制約を超えた、生徒・指導者間のコミュニケーションのためのICT活用
- ・ 地方大会の在り方の整理 など

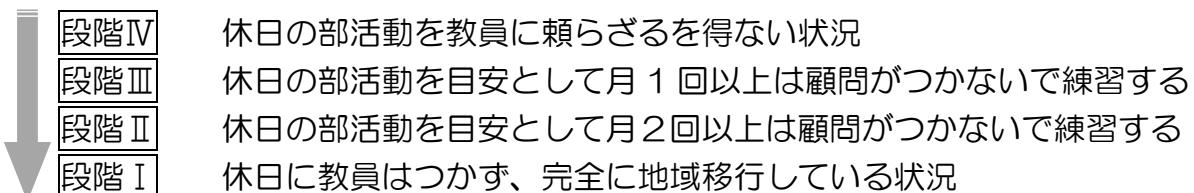
(3) 学校との連携等

- ・ 地域クラブ活動と学校（部活動）との間における、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解
- ・ 関係者における、日々の生徒の活動状況に関する情報共有等による、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障 など

- ・具体的な取り組み

休日の部活動の段階的な地域移行に向け、すべての部活動が、令和7年度までの3年間で段階的に「段階Ⅰ」に到達することを目標とする。

(休日の移行を目標に設定しつつ、平日の移行も併せて推進していく。)



- ・「改革推進期間」および令和8年度以降のスケジュール

令和5年度（移行期1）…どの部も段階Ⅲ以上を目指す。

すでに段階Ⅲを達成している部についてはさらに上の段階を目指す。

令和6年度（移行期2）…どの部も段階Ⅱ以上を目指す。

すでに段階Ⅱを達成している部についてはさらに上の段階を目指す。

令和7年度（完成期）…すべての部で段階Ⅰができる状況を年度末までにつくる。

令和8年度以降

（次期改革期間）…部活動改革の実行期間

休日における部活動の地域展開等の確実な実行定着

平日における改革への取り組み